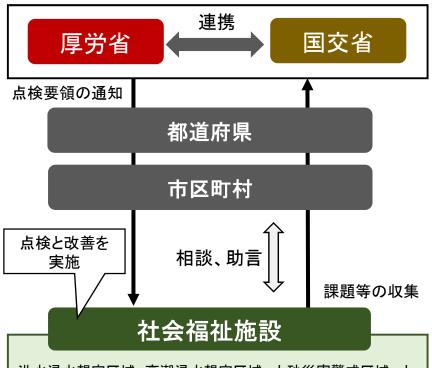
○ 令和3年の出水期に備え、個々の施設の避難体制の改善が少しでも進むよう、有識者検討会のとりまとめを先取りして、施設管理者等による自らの点検と改善をお願いしている。(令和3年2月24日に厚労省・国交省の連名で都道府県等を通じて施設管理者等に依頼済み。)



洪水浸水想定区域、高潮浸水想定区域、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に位置し、地域防災計画に定められている以下の施設

老人福祉施設、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業の用に供する施設、保護施設、児童福祉施設、障害児通所支援事業の用に供する施設、児童自立生活援助事業の用に供する施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、児童相談所、母子・父子福祉施設、母子健康包括支援センター、これらに類する施設。

緊急点検の項目

○ 施設の災害リスク情報について

施設にどのような災害リスクがあるかをハザードマップ等で確認する。

○ 施設利用者の避難先や避難行動について

- 安全な避難先を確認し、避難先施設の了解を得る。
- 避難先や避難経路に災害リスクが無いことを確認する。
- 施設内での安全確保の場合、浸水しない高さの居室があること、長時間の浸水に備えた備蓄があること等を確認する。
- 急激な災害に備えた緊急移動方法を確認する。
- 市区町村への連絡体制を確認する。

○ 施設利用者の避難支援を開始するタイミングについて

- 災害リスクに対して、避難のタイミング、行動を確認する。
- 夜間や暴風時の避難開始のタイミングを確認する。
- 施設利用者全員の避難に要する時間を確認する。
- 避難の負担軽減の手順を確認する。

○ 施設利用者の避難支援のための体制確立について

- ・ 避難支援要員の確保策を確認する。
- 外部の避難支援者の確保策を確認する。